

杉戸町記者発表資料

- 令和8年6月8日（月）
- 担当課名 危機管理課
- 担当者職名 課長 氏名 新井友和
主査 氏名 葉袋秀明
- 電話番号 0480-33-1111（内線284）
- 17時15分以降の問合せ先
（直通電話）0480-33-1117

杉戸町と株式会社埼玉りそな銀行が 「空き家等の有効活用等の促進に関する協定」 を締結します！

近年全国的にも深刻化の一途をたどる空き家問題について、町内の空き家の発生抑制および利活用を推進するため、株式会社埼玉りそな銀行と「空き家等の有効活用等の促進に関する協定」を締結します。

締結式・協定 概要

【締結式】

1 日時 6月10日（水）15時～

2 場所 杉戸町役場 応接室

3 出席者

【株式会社埼玉りそな銀行】

執行役員 埼玉東地域営業本部長	平野 隆司（ひらの たかし）
地域ビジネス部 部長	松見 寛（まつみ ひろし）
杉戸支店長	中里 圭介（なかざと けいすけ）
地域ビジネス部グループリーダー	石井 康之（いしい やすゆき）

【杉戸町】

町長	窪田 裕之（くぼた ひろゆき）
副町長	齊川 和之（さいかわ かずゆき）
危機管理課長	新井 友和（あらい ともかず）

【協定内容】

地域における空き家の増加が課題となる中、本協定は、空き家を所有する皆様の負担や悩みを軽減し、適切な管理や利活用、解体を促進することを目的としています。

本協定により、空き家所有者は、株式会社埼玉りそな銀行が提供する「空き家まるごと解決システム」をご利用いただけるようになり、空き家の「管理」「売却」「賃貸」「解体」など、多岐にわたるお悩みを、埼玉りそな銀行の各支店窓口にて一括してご相談いただけます。

所有者の皆様からご相談いただいた内容に基づき、銀行の担当者を通じて、それぞれのニーズや困りごとに対応できる専門事業者の紹介を受けることが可能となります。

その他

【取材対応】取材を希望される報道各社につきましては、事前に記者発表担当者（本紙右上の電話番号）までご連絡ください。